

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ

売上高減少 助成金
最大 **50万円** 支給

2020年度

宇都宮市

新型コロナウイルス感染症

緊急経済対策

助成金・制度融資

制度融資
無利子 融資
当初3年間実質

宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会
(宇都宮商工会議所・うつのみや市商工会・宇都宮市)

企業等応援助成金

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている**市内中小・小規模事業者、個人事業主**を対象とした助成金です。
- ✓ 国の「持続化給付金」**申請開始までのつなぎ支援（メニュー①）**と、国の給付金の**対象としない企業に対する支援（メニュー②）**の2つのメニューがあります。

対象・助成額イメージ図

新型コロナウイルス感染症の影響で
売上が減少した事業者

減少率50%以上（国給付金対象）

売上高減少

減少率20～50%未満（国給付金対象外）

国の給付金申請開始までのつなぎ支援

（申請期間：令和2年4月24日～国の給付金申請開始日の前日）

企業等応援助成金 （メニュー①）

国の給付金
申請開始
までの期間

法人：**10万円**
個人事業主：**5万円**

（国：経済産業省）

持続化給付金

法人：200万円
個人事業主：100万円

※国の給付金の支給を受けた後で市の助成金に申請はできません。ただし、市の助成金の支給を受けた後で国の給付金に申請することは可能です。

国の給付金対象外の実業家に対する支援

（申請期間：令和2年4月24日～12月28日）

企業等応援助成金 （メニュー②）

	法人	個人事業主
減少率 30～50%未満	50万円	25万円
減少率 20～30%未満	25万円	12.5万円

※金額は上限額
前年総売上(事業収入)－前年同月比▲20%以上減少した月の
売上×12か月以内

対象事業者（※1）

【メニュー①】
減少率**50%以上**の
市内中小・小規模事業者、
個人事業主

【メニュー②】
減少率**20～50%未満**の
市内中小・小規模事業
者、個人事業主

（※1）
資本金10億円未満

申請期間

【メニュー①】
令和2年4月24日～
国給付金支給開始日の前日まで

【メニュー②】
令和2年4月24日～
12月28日まで

<いずれも消印有効>

お問合せ先

新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策
コールセンター

028-632-5209
（平日9：00～17：00）

4月中のみ、
土・日・祝日も受付可

ホームページ
QRコード



申請書の配置先

① **宇都宮市ホームページに
掲載**

② 市内各市民活動センター、
地区市民センター、
出張所に設置

申請方法

右記の「提出書類」を作成し、
下記まで**郵送**（※2、3）

〔郵送先〕〒320-0806
宇都宮市中央1-1-13
中央生涯学習センター5階
新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策実行委員会
事務局

（※2）3密（密閉・密集・密接）を回避するため原則、
郵送での申請となります。ご理解・ご協力下さいま
すようお願いいたします。

（※3）1事業者につき、1回限りの申請となります。
（メニュー①とメニュー②の併用も不可）

提出書類

法人	個人事業主
申請書、減収額等の証明（※4）、前年度の確定申告書類の写し（※5）、通帳の写し	
会社概要や登記事項証明書の写しなど	開業届の写しやパンフレットなど 本人確認書類（運転免許証などの写し）

（※4、5）「減収額等の証明（任意形式）」、「前年度の確定申告書類の写し」については、「セーフティネット保証（4号、5号）の認定証の写し」に代えることができます。

「売上高減少率」と「助成額」の計算方法

例 2019年の総売上1,200万円で、「3月」の売上高で減少率を算出する法人の場合

売上高減少率	最も売上額が減少した月を選択いただけます。		
	1月	2月	3月
2020年	75万円	65万円	90万円
2019年	100万円	100万円	150万円
前年 同月比	約25% 減	約35% 減	約40% 減

創業1年未満の事業者につきましては、減収率の算出方法が上記とは異なります。詳細はコールセンターまでお問合せください。

30% < 40% < 50%なので、メニュー②に該当（50%以上の場合は、メニュー①及び国の「持続化給付金」に該当）

助成額	
2019年の総売上	− (2020年3月の売上 × 12か月)
= 1,200万円 − (90万円 × 12か月)	
= 120万円 (算出額) > 50万円 (限度額)	
「算出額」と「限度額」のいずれか小さい金額が「助成額」となります。	

助成額：50万円

新業態開拓等支援補助金

✓ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、**新たな業態（デリバリー、通販、3密回避策など）を開拓**した企業に対して、その経費を**最大50万円**まで補助します。

対象・補助額イメージ図

（申請期間：令和2年5月上旬～12月28日）

新業態開拓等支援補助金

補助対象経費	補助率	上限額
設備費、原材料費、委託費 など	対象経費の1/2	50万円

新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が前年同月比20%以上減少した事業者

基準日以降に新たな取組実施

- 〔対象となる取組例〕
- デリバリー・テイクアウトサービスの開始
 - 通販用商品の開発
 - 3密回避のための予約システムの導入

対象事業者（※6）

売上高が前年同月比20%以上減少した

市内中小・小規模事業者、個人事業主（※6）

（※6）資本金10億円未満

申請方法

申請様式や申請先、申請開始日などの詳細につきましては、**宇都宮市のホームページで随時更新**いたします。


お問合せ先

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
コールセンター

028-632-5209

（平日9：00～17：00）

宇都宮市制度融資

 宇都宮市の「新型コロナウイルス感染症対策特別資金」は、**当初3年間は実質無利子**、4年目以降も低利でご利用いただけます。

	宇都宮市	参 考	
		栃木県	国（日本政策金融公庫）
名称	新型コロナウイルス感染症対策特別資金	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金	新型コロナウイルス感染症特別貸付
利率	0.5% ※融資期間5年以内の場合	1.2%以内または1.4%以内	中小事業0.21%（当初3年間） 1.11%（4年目以降）
	0.6% ※融資期間7年以内の場合		国民事業0.46%（当初3年間） 1.36%（4年目以降）
利子補給	0.6%以内 （当初3年間）	利率の利息部分全額（当初1年間）	利率の利息部分全額（当初3年間）
信用保証料	あり	あり	なし
信用保証料補助	全額 ※ただし市制度融資貸付累計額1,000万円以内の範囲	一部	なし
融資の申込窓口	市内に本店または支店を有する銀行、信用金庫または商工組合中央金庫	市内に本店または支店を有する銀行、信用金庫または商工組合中央金庫	日本政策金融公庫 ☎0120-154-505

対象者など上記以外の詳細は、宇都宮市、栃木県、日本政策金融公庫のHPをご覧ください。

各種相談窓口

相談窓口	主な相談内容	連絡先
宇都宮市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会	企業等応援助成金 新業態開拓等支援補助金	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策コールセンター ☎028-632-5209
宇都宮商工会議所	経営全般、資金繰り	経営支援部 ☎028-637-3131
	消費応援コーナー	地域振興部 ☎028-637-3131
	BM SOSメール	地域振興部 ☎028-637-3131
栃木県	資金繰り、県制度融資	産業労働観光部経営支援課金融担当 ☎028-623-3181
栃木県よろず支援拠点	経営全般	経営相談窓口 ☎028-670-2618
栃木労働局	給与、手当、支払いなど 解雇・雇止め	労働基準部監督課 ☎028-634-9115
	雇用調整助成金	ハローワーク宇都宮 ☎028-638-0369
	特別休暇制度を設ける際の 具体的な手続き	雇用環境・均等室 ☎028-633-2795
栃木県信用保証協会	資金繰り、セーフティネット保証、 危機関連保証	新型コロナウイルスに関する経営相談窓口 ☎028-635-2195
宇都宮市	感染が疑われる場合の対応	帰国者・接触者相談センター 平日：☎028-626-1114/夜間：☎028-626-1135
	セーフティネット保証の認定申請、 市制度融資	商工振興課 ☎028-632-2433
日本政策金融公庫	資金繰り	事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

（本パンフレットは、令和2年4月22日時点の情報をもとに作成しております。）